

交	00	01	5 年
(令和13年 3 月末まで保存)			

運 免 第 5 0 4 号
令 和 7 年 9 月 3 0 日

交 通 部 内 所 属 長
各 警 察 署 長 殿

交 通 部 長

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令等について

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和 7 年内閣府令第81号。以下「改正府令」という。）及び道路交通法施行規則第十七条第二項第三号イ(2)の規定に基づき、権限のある機関が発行する身分を証明する書類であって、外務省の発行する身分証明書に準ずるものとして国家公安委員会が定めるもの（令和 7 年国家公安委員会告示第35号。以下「新告示」という。）が令和 7 年 9 月11日に公布され、同年10月 1 日から施行されることとなった。

今回の改正の趣旨及び内容は、下記のとおりであるので、改正府令及び新告示が円滑かつ適切に施行されるよう、事務処理上遺漏のないようにされたい。

記

1 趣旨

改正前の制度では、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第17条第 2 項第 3 号の規定により、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の適用を受けない者は、旅券等の提示により、運転免許（以下「免許」という。）を申請することが可能であったところ、近年、特に道路交通法（昭和35年法律第105号）第97条の 2 第 3 項のいわゆる「外免切替」の手続を利用し、外国人観光客等の短期滞在の在留資格が決定された者が免許申請を行っている実態が確認された。

これに関して、「経済財政運営と改革の基本方針2025（骨太方針2025）」（令和 7 年 6 月13日閣議決定）において、「外国の運転免許の日本の運転免許への切替手続（外免切替手続）について、運転免許の住所確認の厳格化や知識確認・技能確認の審査内容の厳格化を進める」こととされたことや、警察庁において行った海外調査により、海外諸国では免許取得に際して一定の居住・在留が求められていることが明らかとなったことなどを受けて、免許関係手続について見直しを行うものである。

2 内容

(1) 改政府令

ア 住民基本台帳法の適用を受けない外国人について、従来、旅券等の提示により免許の申請を行うことができるとする規定を改め、免許の申請時に、(ア)に規定する書類の提示及び(イ)に規定する書類の添付を求めることとする。

(ア) 外務省の発行する身分証明書又は権限のある機関が発行する身分を証明する書類であって、外務省の発行する身分証明書に準ずるものとして国家公安委員会が定める書類

(イ) 公の機関が発行した住所を確かめるに足りる書類又はこれに準ずるもの

イ 外国人については、運転免許証の更新時に、在留カード、特別永住者証明書、住民票の写し又は前項の書類の提示を求めることとする。

ウ 国外転出中の日本国籍を有する者については、免許の申請時等に、戸籍謄本等及び住所を確かめるに足りる書類の添付を求めることとする。

エ その他所要の改正を行う。

(2) 新告示

権限のある機関が発行する身分を証明する書類として、外交又は公用の在留資格が表示されている上陸許可の証印をされた書類等を定める。

3 参考

本改正に関連する「外免切替」手続等の運用の変更の詳細については、別途発出する『「外国免許関係事務取扱い要領」の改正について』（令和7年9月30日付け運免第495号）を参照すること。

なお、免許関係手続における住所確認の厳格化に関して、新たに規定された必要書類等に係る留意事項等については、別途指示する。

担当 運 転 免 許 課
免 許 係
試 験 ・ 教 習 所 係